

長野県における復旧・復興のための共同企業体(復旧・復興建設工事共同企業体)
を活用するための当面の運用について

1 趣旨

大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドラインの適用災害(以下、「大規模災害」という。)により大きな被害を受けた本県において、不足する技術者又は技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を確保するため、長野県内の建設企業が共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、次に掲げる要件のすべてに該当する工事とし、入札公告において定めるものとする。

- (1) 大規模災害による災害に係る復旧工事で、予定価格(税込)が8千万円以上の土木一式工事であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約の対象となる工事でないこと。

3 構成員の数

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2社、3社又は4社とする。

4 構成員の要件

復旧・復興建設工事共同企業体の登録を申請できる者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 構成員の全てが、県内に本店又は営業所を有し、土木一式工事に係る業種について、長野県の建設工事入札参加資格の登録を受けていること。
- (2) 全ての構成員に、土木一式工事に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

また、共同施工を行う場合であって、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することができるものとする。

なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

5 構成員の組合せ

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち代表者については、土木一式工事において建設工事における資格総合点数別発注標準表(以下「発注標準表」という。)の格付でA等級以上に格付されている者であること。

- (2) 代表者以外の構成員の格付は、発注標準表の格付でC等級以上に格付されている者であること。
- (3) 代表者以外の構成員のうち、少なくとも1社は、被災地域管内に本店を有していること。

6 代表者が欠けた場合の取扱い

構成員のうち代表者が脱退、除名、破産、解散その他の事由により要件を満たさなくなった場合は、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

7 入札参加資格総合点数

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格総合点数は、構成員のうち発注標準表の格付でA等級以上を有する者が資格審査において算定された入札参加資格総合点数とする。
- (2) 前項の場合において、構成員のうちA等級以上を有する者が複数ある場合は、A等級以上を有する構成員の入札参加資格総合点数の平均値とし、整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

8 結成方法

自主結成とする。

9 登録

- (1) 一の企業が入札参加登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、3を上限とする。
(特定建設工事共同企業体と経常建設共同企業体による登録の数は除く。)
また、同一の企業が、単体若しくは、経常建設共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体の有効期限は、登録を受けた日の翌日から各構成員が登録されている建設工事入札参加資格の有効期間の終期までとする。

10 出資割合

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の最低出資割合は、構成員数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上
- (3) 4社の場合 15パーセント以上

11 入札参加登録申請

復旧・復興建設工事共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録申請書（様式第1号）
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第2-1号又は第2-2号）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

12 申請の時期

復旧・復興建設工事共同企業体に係る入札参加資格の登録を申請する時期は、随時とする。

13 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体協定書は、様式第2-1号又は第2-2号に準じて作成しなければならない。

14 変更等の届出

復旧・復興建設工事共同企業体登録者名簿の内容に変更が生じた場合は、復旧・復興建設工事共同企業体入札参加資格登録変更届（様式第3号）により提出すること。

15 解散の時期

復旧・復興建設工事共同企業体が解散し、復旧・復興建設工事共同企業体解散届（様式第4号）を提出した場合は、入札参加資格の登録を抹消するものとする。

ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後3箇月を経過するまでの間は解散できないものとする。

16 申請書等の提出先

第11、第14及び第15に掲げる書類の提出先は、復旧・復興建設工事共同企業体協定書に記載する事業所の所在地を管轄する建設事務所とし、提出方法は持参又は郵送のいずれによることもできるものとする。

17 単体又は経常建設共同企業体としての名簿登載の効力

復旧・復興建設工事共同企業体の登録を受けた場合であっても、既に建設工事入札参加資格に登載されている単体又は経常建設共同企業体としての資格は失わないものとする。

18 入札参加の制限

一の建設企業が単体、経常建設共同企業体、特定建設工事共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のうち、複数の形態により同一の入札に参加することはできない。

19 特定建設業の許可の有無

復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合は、当該復旧・復興建設工事共同企業体を特定建設業の許可を受けているものとして取り扱うものとする。

20 特定共同企業体の構成員となることの制限

復旧・復興建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。ただし、復旧・復興建設工事共同企業体の構成員である一の建設企業が単体又は経常建設共同企業体として特定

建設工事共同企業体の構成員となることを妨げない。

21 その他

この運用の施行に関し必要な事項は、別に定める。

22 適用

この運用は、本ガイドライン通知日から令和6年3月までの公告案件に適用できるものとする。